

# 山梨県公報

第一千二百三十四号

平成十三年

十月十五日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更	五五一
道路の供用開始	五五一
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出	五五一
正 誤	五五一
平成十三年四月二十七日付け号外第二十五号中	五五一
平成十三年七月九日付け第一千二百八号中	五五一
平成十三年九月二十七日付け号外第五十号中	五五一

## 告 示

### 山梨県告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十三年十一月五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
南巨摩郡身延町大字粟倉字増野二二八〇番の四地先から南巨摩郡身延町大字粟倉字増野二二八二番の三地先まで	旧	四・二丁 一九・四	六九・〇
	新	二〇・二丁 五〇・四	六九・〇

### 山梨県告示第四百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十三年十一月五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十月十五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
一般国道	四一一号	北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の六地先から北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の四地先まで	三一七・〇	平成十三年十一月一日

## 公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第十一号)第八条第七項の規定による届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年二月十五日まで縦覧に供する。  
平成十三年十月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 1 氏名又は名称 株式会社渡東 代表取締役 渡辺 正
  - 2 住所 東京都千代田区岩本町一丁目二番十三号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 渡東ショッピングセンター
  - (二) 所在地 富士吉田市下吉田千七百五十五番地一
- 2 変更しようとする事項
  - (一) 駐車場の収容台数
  - (二) 駐車場の自動車の出入口の位置
- 3 変更する年月日

